

三重県知事 宛て

申請者 所在地  
名称  
代表者職・氏名  
担当者職・氏名  
電話番号  
E-mail

カーボンニュートラル実現に向けた成長産業育成・業態転換に係る技術開発支援事業  
補助金交付申請書

カーボンニュートラル実現に向けた成長産業育成・業態転換に係る技術開発支援事業補助金の交付を受けたいので、カーボンニュートラル実現に向けた成長産業育成・業態転換に係る技術開発支援事業補助金交付要領第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 補助事業名

※別紙 事業計画書（2 補助事業の内容）（1）補助事業名と一致するか確認。

2 応募区分（いずれかにチェック☑）

<input type="checkbox"/> 標準型（補助上限額 200万円）	<input type="checkbox"/> DX活用型（補助上限額 400万円）
---	---

※両方の応募区分を選択した場合、申請は無効とします。

※申請後に応募区分を変更することはできません。

3 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

※別紙 事業計画書（3 事業収支計画書）より転記。

（1）補助事業に要する経費	円
（2）補助対象経費	円
（3）補助金交付申請額	円



- 本補助金の申請時点において、本補助事業と同一の事業について既に他の補助金の交付決定を受けている場合、又は本補助金の申請後、本補助事業と同一の事業について他の補助金の交付決定を受けた場合は、原則として本補助金の補助対象外となります。但し、当該補助金の交付申請を取り下げ、既に交付を受けた補助金全額を返還した場合にはこの限りではありません。（当該補助金の交付申請を取り下げたことが分かる書類《写し可》を速やかに提出してください。）
- 本補助金の交付決定後、他の補助金の交付決定を受けていること（当該補助金の交付申請を取り下げた場合を除く。）やその他申請内容に偽り等があることが判明した場合には、本補助金交付要領第 13 条の規定により、本補助金の交付決定を取り消すものとします。

事業計画書

1 申請者の概要

(1) 申請者の名称等

名称			
所在地			
法人番号			
設立年		資本金	
業種		従業員数	

(2) 主な事業内容 ※会社概要（パンフレット）等の添付で記載省略可

①主要製品及び特長

②売上構成

③主要取引先

④三重県内にある本社又は事業所等を全て記載してください。

本社又は事業所等の名称	住所
	三重県

(3) 役員一覧

（登記事項証明書に記載されたすべての役員《監査役を含む。》を記載してください。）

氏名	フリガナ	役職	生年月日		
			年（元号）	月	日

2 補助事業の内容

(1) 補助事業名

※採択後のホームページ等で公表する場合があります。

(2) 補助事業概要

※技術開発の概要（目的、内容、期待される効果等）を200字程度で記載。

(3) 具体的な取組内容

①取組内容

※(2)の具体的な内容として、取り組む成長分野を明確にし、どのような技術開発に取り組むのか（目的、内容、必要性、期待される効果、計画等）を、写真、図表、研究データ等を用いてできる限り詳細かつ定量的に記載してください。

②取組内容へのDX技術の活用（応募区分「DX活用型」のみ）

※DX技術を技術開発においてどのように活用し、当該DX技術がどのような効果を生むのかについて、同様にできる限り詳細かつ定量的に記載してください。

(4) 補助事業の主たる実施場所（いずれかにチェック☑の上、住所を記入）

※主たる実施場所が三重県内にあることが必要です。

申請者所在地と同じ

申請者所在地と異なる（三重県 \_\_\_\_\_）

(5) 実施体制

※事業に携わる研究員、管理員及び補助員の氏名、所属（役職）、役割を記載。

氏名	所属（役職）	本補助事業における役割

(6) スケジュール（事業完了予定日 令和 年 月 日）※最長でR5.3.10まで

実施項目	実施時期						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

### 3 事業収支計画書

#### (1) 収入

区分	金額
本補助金 (補助金交付申請額【A】を記入)	円
自己資金	円
借入金	円
その他	円
合計	円

#### (2) 支出

経費区分	補助事業に要する経費【B】	補助対象経費【C】
備品購入費	円	円
消耗品費	円	円
使用料・賃借料	円	円
外注費	円	円
謝金等	円	円
産業財産権 関連経費	円	円
合計	円	円

注1 補助対象経費【C】は、補助事業に要する経費【B】から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

2 外注費は補助対象経費【C】の合計の1/2以内を上限とします。

3 産業財産権関連経費は補助対象経費【C】の合計の1/3以内を上限とします。

#### (3) 補助金交付申請額【A】

(応募区分に応じた補助上限額を上限とし、補助対象経費【C】の合計の1/2以内)

円

注1 補助金交付申請額は、千円未満切り捨てとしてください。